

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第5500007846号

住所 東京都昭島市拜島町三丁目7番20号リバーサイド山崎201号

氏名 有限会社 貴藤

代表取締役 加藤 貴一郎

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する



千葉市長 鶴岡 啓

許可の年月日 平成20年11月14日

許可の有効年月日 平成25年11月3日

1. 事業の範囲

- (1) 業の区分
収集・運搬 (積替・保管を除く。)
 - (2) 取扱産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 場合はその旨を記載する
ア 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず、カ ガラスくず、コ コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)、キ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 以上7品目
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年11月4日 新規許可
平成20年11月14日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無 有・無
以下余白

千葉市指令環産 (廃) 第 617 号
住所 東京都昭島市拜島町三丁目7番20号リバーサイド山崎201号

氏名 有限会社 貴藤

代表取締役 加藤 貴一郎

平成20年10月2日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により下掲のとおり許可します。

平成20年11月14日



千葉市長 鶴岡 啓

記

1. 事業の範囲
(1) 業の区分
収集・運搬 (積替・保管を除く。)
(2) 取扱産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 場合はその旨を記載する
ア 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず、カ ガラスくず、コ コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)、キ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 以上7品目
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
3. 許可の条件
なし
4. 更新許可年月日 平成20年11月14日
5. 許可の有効期限 平成25年11月3日
6. 注意事項
(1) 許可証は、事務所又は事業所内の公衆の見やすい場所に掲示しておくこと
(2) 許可証を亡失又は棄損したときは、直ちに届け出ること

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に千葉県知事に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求めた訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。